

京都市上下水道局告示第44号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成25年10月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

宇治市槇島町十一 14番地の19

有限会社潮見住器

代表取締役 山本 直樹

2 変更事項（代表者の変更）

潮見 四朗から山本 直樹に変更

（上下水道局下水道部管理課）